第39号様式（第35条関係）

診療用放射性同位元素陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届

年　　月　　日

　　　保健所長　殿

管理者　住所

氏名

　　下記のとおり診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えるので、医療法施行規則第28条第１項の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称及び所在地　１　病院又は診療所の | 名　　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 | ＴＥＬ　　　　　　　　　　ＦＡＸ |
| 　撮影診療用放射性同位元素に関する事項２　診療用放射性同位元素又は陽電子断層 | 年間使用予定の診療用放射性同位元素　　　 | 種　　類 |  |
| 形　　状 |  |
| 数　　量（ベクレル） |  |
| 種類ごと | 最大貯蔵予定数量（ベクレル） |  |
| 一日最大使用予定数量（ベクレル） |  |
| 三ヶ月間の最大使用予定数量（ベクレル） |  |
| 年間の最大使用予定数量（ベクレル） |  |
| 　科医師の氏名及び放射　診療用放射性同位元素を３　診療用放射性同位元素 | 氏　　　　　　名 | 職　　種 | 放射線診療に関する経歴 |
|  |  |  |
| 線診療に関する経歴使用する医師又は歯又は陽電子断層撮影 |  |  |  |  |
| ４　予定使用開始時期 |  | 年　　　　月　　　　日　　　 |
| ５　診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 使用室の防護物の概要 | 構造物の構造 | 耐火構造　　　・　　　不燃材料 |
| 遮へい物遮へい物を設ける場所 | 構造　　・　　材料　　・　　厚さ |
| 天　井 |  |
| 床 |  |
| 壁 |  |
| 通常の出入口の扉 |  |
| 準備室と診療室との区画 | 有　・　無 |
| 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下 | 以下　・　超える |
| 使用室である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 人が常時出入りする出入口は、一箇所 | 常時出入口　　　　　 箇所非常口　　　　　　　 箇所 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 従事者用 | 有　・　無 |
| 患者用 | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の突起物、くぼみ | 有　・　無 |
| 目地等のすきま | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の表面は、平滑な構造 | 有　・　無 |
| 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい構造 | 有　・　無 |
| 出入口付近 | 汚染の検査に必要な放射線測定器 | 有　・　無 |
| 汚染の除去に必要な器材 | 有　・　無 |
| 洗浄設備 | 有　・　無 |
| 更衣設備 | 有　・　無 |
| 洗浄設備と排水設備との連結した構造 | 有　・　無 |
| 準 備 室 | 洗浄設備 | 有　・　無 |
| 洗浄設備と排水設備との連結した構造 | 有　・　無 |
| フード、グローブボックス等の装置 | 有　・　無 |
| フード、グローブボックス等の装置と排気設備との連結した構造 | 有　・　無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 使用室の防護の概要 | 構造物の構造 | 耐火構造　　　・　　　不燃材料 |
| 遮へい物遮へい物を設ける場所 | 構造　　・　　材料　　・　　厚さ |
| 天　井 |  |
| 床 |  |
| 壁 |  |
| 通常の出入口の扉 |  |
| 陽電子準備室と診療室との区画 | 有　・　無 |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を投与された患者等の待機室 | 有　・　無 |
| 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下 | 以下　・　超える |
| 使用室である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 使用室と画壁等で区画された操作室 | 有　・　無 |
| 人が常時出入りする出入口は、一箇所 | 常時出入口　　　　　 箇所非常口　　　　　　　 箇所 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 従事者用 | 有　・　無 |
| 患者用 | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の突起物、くぼみ | 有　・　無 |
| 目地等のすきま | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の表面は、平滑な構造 | 有　・　無 |
| 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい構造 | 有　・　無 |
| 出入口付近 | 汚染の検査に必要な放射線測定器 | 有　・　無 |
| 汚染の除去に必要な器材 | 有　・　無 |
| 洗浄設備 | 有　・　無 |
| 更衣設備 | 有　・　無 |
| 洗浄設備と排水設備との連結した構造 | 有　・　無 |
| 準 備 室 | 洗浄設備 | 有　・　無 |
| 洗浄設備と排水設備との連結した構造 | 有　・　無 |
| フード、グローブボックス等の装置 | 有　・　無 |
| フード、グローブボックス等の装置と排気設備との連結した構造 | 有　・　無 |
| ７　貯蔵施 | 貯蔵の方法 | 貯蔵室　・　貯蔵箱 |
| 外部と区画された構造 | 適　・　否 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設及び運搬容器の放射線障害防止に関する構造設備の概要 | 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下 | 以下　・　超える |
| 耐火性の構造 | 有　・　無 |
| 防火戸（建築基準法施行令第112条第１項） | 有　・　無 |
| 人が常時出入りする出入口は、一箇所 | 常時出入口　　　　　 箇所非常口　　　　　　　 箇所 |
| 閉鎖のための設備又は器具 | かぎ　・　その他（　　 ） |
| 貯蔵施設である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 汚染のひろがりを防止するための設備又は器具 | 有　・　無 |
| 貯　　蔵　　容　　器 | 貯蔵容器 | 有　・　無 |
| 貯蔵時において１ｍの距離における実効線量が100μSv/時以下 | 以下　・　超える |
| 気密な構造 | 適　・　否 |
| こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料 | 適　・　否 |
| 貯蔵容器である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 放射性同位元素の種類及び数量の表示 | 有　・　無 |
| 運　　搬　　容　　器 | 運搬容器 | 有　・　無 |
| 貯蔵時において１ｍの距離における実効線量が100μSv/時以下 | 以下　・　超える |
| 気密な構造 | 適　・　否 |
| こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料 | 適　・　否 |
| 運搬容器である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 放射性同位元素の種類及び数量の表示 | 有　・　無 |
| ８　廃棄施設の放射 | 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下 | 以下　・　超える |
|  | 排水設備 | 有　・　無 |
| 排水口における放射性同位元素濃度を規則30条の26第１項に定める濃度限度以下とする能力 | 以下　・　超える |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 排　　　　水　　　　設　　　　備 | 排水監視設備 | 有　・　無 |
| 廃液の漏れにくい構造 | 有　・　無 |
| 廃液が浸透しにくく、腐食しにくい材料 | 適　・　否 |
| 排水設備である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 廃液処理槽 | 廃液を採取することができる構造 | 有　・　無 |
| 廃液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造 | 有　・　無 |
| 廃液の流出を調整する装置 | 有　・　無 |
| 上部開口部 | ふたのできる構造 | 有　・　無 |
| みだりに立ち入らない設備 | 有　・　無 |
| 排　　　　気　　　　設　　　　備 | 排気設備 | 有　・　無 |
| 排気口における排気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則30条の26第１項に定める濃度限度以下とする能力 | 以下　・　超える |
| 排気監視設備 | 有　・　無 |
| 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則30条の26第２項に定める濃度限度以下とする能力 | 以下　・　超える |
| 気体の漏れにくい構造 | 有　・　無 |
| 腐食しにくい材料 | 適　・　否 |
| 故障が生じた場合において放射性同位元素による汚染の広がりを急速に防止することができる装置 | 有　・　無 |
| 排気浄化装置、排気管、排気口である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 保　　管　　廃　　棄 | 保管廃棄設備 | 有　・　無 |
| 外部と区画された構造 | 有　・　無 |
| 閉鎖のための設備又は器具 | かぎ　・　その他（　　 ） |
| 保管廃棄設備である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 保管廃 | 耐火性の構造 | 有　・　無 |
| 気密な構造 | 有　・　無 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設　　備 | 棄容器 | 液体のこぼれにくい構造 | 有　・　無 |
| 液体が浸透しにくい材料 | 有　・　無 |
| 保管廃棄容器である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９　放射線治療室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置 | 治療病室 | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の突起物、くぼみ | 有　・　無 |
| 目地等のすきま | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の表面は、平滑な構造 | 有　・　無 |
| 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい構造 | 有　・　無 |
| 出入口付近 | 汚染の検査に必要な放射線測定器 | 有　・　無 |
| 汚染の除去に必要な器材 | 有　・　無 |
| 洗浄設備 | 有　・　無 |
| 更衣設備 | 有　・　無 |
| 治療病室である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下 | 以下　・　超える |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 従事者用 | 有　・　無 |
| 患者用 | 有　・　無 |
| 　おいて一時的に使用する場合の防護措置及び汚染防止措置10　診療用放射性同位元素を集中強化治療室及び手術室等に | 汚染検査に必用な放射線測定器 | 有　・　無 |
| 測定結果の記録 | 有　・　無 |
| 汚染除去に必用な器材、薬剤 | 有　・　無 |
| 壁、床面は気体又は液体が浸透しにくい構造 | 有　・　無 |
| 平滑で腐食しにくい構造 | 有　・　無 |
| 他の患者の被ばくする放射線の線量が100μSv/週以下 | 有　・　無 |
| 診療用放射性同位元素使用室 | 有　・　無 |
| 放射線防護に関する専門知識を有する管理責任者 | 管理責任者名 |
| 当該治療室における管理体制を明確にする組織図 | 別添組織図のとおり |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 11　その他 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 管理区域である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 管理区域への立入の制限措置 | 有　・　無 |
| 管理区域の境界における実効線量が1.3mSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限度は実効線量が250μSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 放射線診療従事者等用の防護用具等 | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者の被ばく測定器 | 有　・　無 |
| 記録簿 | 有　・　無 |

　注意事項

　１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵室、排気施設）の平面図及び側面図を添付すること。

　２　使用室図及び貯蔵施設図は、各部屋ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。

　３　排水及び排気の系統を示す排気施設図を添付すること。

　４　管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。

　５　放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

　６　漏えい放射線測定記録は届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。